

令和元年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：公益社団法人宮崎県畜産協会

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	畜産経営技術高度化促進事業	畜産農家に対する経営・技術指導や研修会の実施業務の委託	25,213,000	第167条の2第1項第2号	本業務は、県内の畜産農家に対し、技術面及び経営面からの支援指導について委託するものである。 公益社団法人宮崎県畜産協会は、畜産経営技術の実践的ノウハウ及び専門知識を有する専任コンサルタントによる一貫した診断指導体制を確立しており、県内全域の畜産農家を対象としたコンサルタント事業から実施出来るのは同協会のみであることから、同協会と随意契約を締結することとしたものである。	農政水産部 畜産振興課
2	攻めのみやざき堆肥広域流通促進事業	畜産農家に対する家畜排せつ物の適正処理・有効活用のための指導・助言業務等の委託	9,822,000	第167条の2第1項第2号	本業務は、家畜排せつ物に起因する環境問題を未然に防止するために、畜産農家への家畜排せつ物処理に関する指導を行うとともに、県産堆肥を活用した耕畜連携や県外流通等への取組支援について委託するものである。 公益社団法人宮崎県畜産協会は、畜産経営や畜産技術、家畜衛生の向上等に係る支援・指導、また、家畜・畜産物の生産、流通、消費に関する調査及び研究を行っており、家畜排せつ物に関する農家への個別指導を適切に実施できるのは同協会のみであることから、同協会と随意契約を締結することとしたものである。	農政水産部 畜産振興課
3	次世代の畜産を守る家畜防疫対策事業	畜産農家における飼養衛生管理基準の遵守状況確認・指導業務の委託	9,022,000	第167条の2第1項第2号	本業務は、県内の畜産農家における飼養衛生管理基準の遵守状況のとりまとめ及び「県内一斉消毒の日」の広報活動等を委託するものである。 公益社団法人宮崎県畜産協会は、県、市町村及び県内畜産関係団体で組織されており、地域防疫に必要な会員間の情報交換や連携体制が整っているのは同協会のみであることから、同協会と随意契約を締結することとしたものである。	農政水産部 家畜防疫対策課